

久納会計FAXニュース

年末調整とマイナンバーについて

平成27年11月27日



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

今月のFAXニュースのテーマは年末調整とマイナンバーについてです。年末調整とは、会社から給与の支払を受ける人について、毎月の給料や賞与の支払の際に源泉徴収をした税額の合計額と、その年の給与の総額について計算した納付すべき税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続です。

個人事業主の方や年末調整の対象とならない人については翌年の確定申告により所得税の申告及び納付を行う事となります。

給与の支払を受ける人の大半は確定申告を行わずに、年末調整の手続きだけで所得税の納税が完了することとなります。

年末調整に必要な書類

所得税の計算は、実際に給与として支給した金額から給与所得控除額を差し引いた金額を計算します。そこから各種の所得控除を差し引いて所得金額を計算し、これに税率を乗じて所得税額を計算します。

所得控除は数種類がありますが、これらの控除を受けるためには「扶養控除申告書」、「保険料控除申告書」の提出及び各種証明書類の添付が必要となります。従業員の方には上記申告書を正確に記入して頂き、各証明書類とともに確実に提出して頂く必要があります。

表1は年末調整で受けることができる所得控除の種類と、必要となる証明書類の一覧です。書類を回収する際の参考としてください。

途中で就職した場合

年の途中で就職し年末まで勤務している人についても年末調整の対象となります。

就職前にその年中に別の会社に勤めて給与の支給を受けていた場合には、その給与の額を合

表 1

所得控除の種類	必要書類及び確認事項
配偶者控除	配偶者の収入金額の確認
配偶者特別控除	〃
扶養控除	家族の収入金額の確認
社会保険料控除	国民年金保険料の控除証明書、国民健康保険の払込通知書（家族分も含む） 給与から差し引いた社会保険料の額の確認
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金の払込証明書
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、療養手帳 障害者控除対象者認定書
寡婦(寡夫)控除	寡婦(寡夫)に該当するか
勤労学生控除	在学証明書等

わせて年末調整をする必要があります。該当する方は、前職の会社から源泉徴収票を取得する必要があります。早めに手配をお願いします。

扶養の可否について

年末調整で間違いやすい事としては、扶養の可否の判断です。所得税法では、扶養と同居は別のものとして考えます。

扶養とは、世帯主と生計を一にする奥様やその他の親族でその年分の課税標準の合計が38万円以下の人を言います。分かりにくくしているのは「生計を一にする」と「課税標準の合計が38万円以下」です。「生計を一にする」は、同居と同じではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。又「課税標準が38万円以下」とは、例えば、パート収入のみの人は給与額が年間103万円以下、公的年金収入のみの人で65歳以上なら

ば年金額が年間158万円以下、65歳未満の方なら年金額が108万円以下の場合を言います。

生計一で且つ上記収入の人の場合には扶養親族となることが出来ます。しかし、収入が上記の額を超えているにも関わらず扶養親族として申告してしまったり、他の所得があるのに上記金額だけで判断してしまい、扶養親族に入ってしまった場合、税務署から通知が会社に届き、所得税が追徴されることになりかねません。例えばお子様が19歳以上22歳以下の方の場合、特定扶養親族として63万円の扶養控除が認められています。お子様の収入が103万を超えてしまい、扶養親族から外れた場合、追徴される税額が予想以上に多くなる場合があります。お子様がアルバイトをされている場合には十分注意して頂く必要があります。

これに対して同居とは、同じ家屋に居住することを言い、「同居特別障害者」や「同居老親等」の場合の「同居」がそれに該当します。

年末調整では出来ない所得控除

年末調整で出来ると誤解されている所得控除がありますので、ご確認下さい。

まず医療費控除です。年末調整の資料を回収させて頂く際に、医療費の資料をご用意して下さいの方がみえますが、医療費控除は年末調整ではできません。

また、寄付金控除、雑損控除も年末調整で行うことができません。これらは確定申告でしか行うことが出来ない控除となります。

マイナンバーについて

① 制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための新しい社会基盤です。国内に住民票があるすべての住民に1人1つの番号を配布し、社会保障・税・災害対策の3分野で個人の情報を効率的に管理し、複数の機関に存在する個人情報が同一の人の情報であることを確認するために活用されます。個人情報を扱うため、個人情

報の分散管理、アクセス制御、特定個人情報保護委員会による監視・監督、違反者に対する罰則の強化などの情報漏えいを防止するための対策が講じられているのも特徴です。

② マイナンバー制度導入後は

平成28年1月1日以降提出する書類について順次記載が必要となります。

・税分野

税務当局へ提出する所得税や法人税などの各種申告書や法定調書、申請書、届出書に従業員や株主等の個人番号、法人番号を記載します。金銭の支払をする者、支払を受ける者双方の個人番号又は法人番号の記載も必要になります。また、一定の保険金の支払を受ける際にも保険会社に個人番号を提出します。

・社会保障分野

社会保障分野では、年金・労働・医療・福祉などの分野で利用されます。国民年金・雇用保険の資格取得や確認・給付、ハローワークの事務、労働者災害補償保険の確認・給付、医療保険や介護保険の保険給付・保険料徴収、生活保護の決定・実施事務、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給、高等学校等就学支援金の給付・確認、日本学生支援機構の奨学金の申請などでの利用が予定されています。

・災害対策分野

大災害発生時には自治体が定める条例に基づき、被災者台帳を作成する事務や被災者生活再建支援金の支給などに個人番号が活用されます。誤解が多いようですが、災害時の本人確認のために個人番号が必要となる、というわけではないようです。

以上が年末調整とマイナンバーについてです。特にマイナンバーは今後、上記3分野以外にも導入が予定・検討されていますので、注視すべきでしょう。利便性の向上が期待される半面、個人の重要情報がマイナンバーで連携されることとなるため、保管や管理には個々人で細心の注意を払う必要があります。

何か疑問点がございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。 以上